

本会議のあらまし

平成28年館林市議会第2回定例会は、6月10日から23日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、諮問1件、報告1件、議案16件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、請願2件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の吉間常明さん(上三林町)の任期が、本年6月30日をもって満了となることから、後任に菅沼道雄さん(堀工町)を推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。



条例の制定

▽館林市都市計画基本方針等検討委員会設置条例Ⅱ都市再生特別措置法の規定に基づく館林市立地適正化計画の作成及び都市計画法の規定に基づき平成17年に作成した館林市都市計画マスタープランの見直しに伴い、医療・福祉・商工業、住居環境等、多岐にわたる分野からの検討が必要なことから、都市計画に関する方々だけではなく、交通政策、子ども・子育てを専門とする大学教授や医師、弁護士などの学識経験者、関係機関の職員、さらには建築やまちづくり、福祉などに関

する市民有識者などから意見を聴き、計画の内容や方針を検討する附属機関を設置するため、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。



条例の改正

▽館林市税条例等の一部を改正する条例Ⅱ地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、市税に係る延滞金の計算期間等について、国税に準じて見直し、当初申告書の納税額が減額更正された後に、再び当初申告額に満たない増額の更正処分があった場合等にお

いて、当初の税額を納付した日の翌日から税額を増加させる修正申告の提出日または更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除しようとするものです。

次に、個人住民税について、健康診断等を受けた者を対象に、医療用から転用された要指導医薬品及び一般用医薬品等のスイッチOTC薬の購入費用を控除の対象とできる特例を、現行の医療費控除との選択制で新設し、平成二十九年一月一日以降分から適用するものです。

また、固定資産税については、わがまち特例の対象資産について、再生可能エネルギー発電設備等に係る課税標準の特例措置として、新たに自家消費型太陽光発電等、水力発電等、及び公共施設等の用に供する家屋及び償却資産の三項目を追加し、対象資産に応じた特例割合について規定するものです。

その他、個人市民税等の

減免申請書において、記載すべき事項から納税義務者の個人番号を削除するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。



▽館林市都市計画税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法等の一部を改正する等の法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、課税標準の特例に係るわがまち特例の対象資産を新たに追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険税条例の一部を改正する条例Ⅱ総務省の「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直し」に伴い、国民健康保険税の減免の申請において、本人確認手続等の納